

平成 15年12月 5日
水産庁境港漁業調整事務所

中国イカ釣り漁船の拿捕について

12月4日、水産庁漁業取締船「白嶺丸」(499トン・恒川知行船長)は、島根県隠岐郡西郷町の白島埼灯台から北西約65Kmの我が国排他的経済水域内において、我が国農林水産大臣の許可を受けた中国イカ釣り漁船「リャオユイ502」が、許可されている操業水域外で操業しているのを発見した。

このため、同日午後8時57分、該船船長 ワン アオ を「排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律第5条違反(操業水域違反罪)で現行犯逮捕した。

なお、漁業取締船「白嶺丸」は船内で被疑者を取り調べつつ、該船を伴って鳥取県境港へ連行し、本日09時頃竹内岸壁に着岸して、引き続き被疑者の取り調べを行っている。

記

船名： 蘇寧502 (遼漁502 ・ リャオユイ502)

総トン数： 218トン、 25名乗船

船籍港： 遼寧省 大連市

船長名： 王 或 (ワン アオ) (36歳)

拿捕位置： 島根県隠岐郡西郷町所在の白島埼灯台の北西約35海里
(約65km)

違反内容： 排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律(略称：漁業主権法)
第5条違反(操業水域違反罪)

問合せ先：水産庁 境港漁業調整事務所
担当者：小 谷
連絡先：0859-44-3681

(参 考)

1. 日韓漁業協定が発効した平成11年1月22日以降、境港漁業調整事務所が拿捕した外国漁船は、本件で4件目となる。

(1件目) 平成12年7月、島根県浜田港の北方で、アナゴ筒漁船を制限又は条件(筒数)違反で拿捕。

(2件目) 平成14年2月、島根県浜田港の北西沖で、フグ釣り漁船を操業水域違反で拿捕。

(3件目) 平成14年8月、日本海中央部の大和堆で、イカ釣り漁船を制限条件(許可番号不表示・操業日誌不記載)違反で拿捕。

(その他) 平成13年6月、大和堆で、カニ籠漁船を臨検忌避で追跡し、金沢海保巡視船に追跡権を引継。(拿捕)

2. 中国漁船は、境港竹内岸壁に係船した白嶺丸に接舷させており、該船の撮影可能。